

## 長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱

### (名 称)

第1条 本会は、長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、災害派遣福祉チームを養成するなど災害時要配慮者への福祉支援を行うために必要となる支援体制を確保するため、長野県と社会福祉関係団体等が官民共同で取り組むために設置する。

### (組 織)

第3条 協議会は、設立趣旨に賛同し、総会で承認を得た長野県と社会福祉関係団体等で別表のとおり構成する。

- 2 構成団体は運営委員1名を選出する。
- 3 協議会の運営にあたり、会長1名、副会長若干名および監事若干名(以下「役員」という)を置く。
- 4 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

### (事業内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉施設等の相互応援活動の促進に関すること
- (2) 社会福祉施設等の利用者の安全確保や災害時事業継続計画の作成支援に関すること
- (3) 災害派遣福祉チームの養成、登録、訓練に関すること
- (4) 構成団体の災害福祉支援の取り組みの共有や協働事業の推進に関すること
- (5) 災害時の福祉支援に関すること
  - ア 避難所における福祉支援
  - イ 福祉避難所、社会福祉施設等との連絡調整や災害時要配慮者の移送支援
  - ウ 在宅の要配慮者に対する福祉支援
  - エ 他県の災害派遣福祉チームとの連携、広域支援活動への参画
- (6) その他、会長が必要と認めた事項

(総会)

第5条 総会はすべての構成団体をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、その都度、出席者の互選とする。
- 4 総会は、各構成団体の代表または運営委員の半数以上の出席をもって成立し、出席者の半数以上の賛同をもって議決するものとする。
- 5 総会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議し、決定する。
  - (1) 事業計画に関すること
  - (2) 予算及び決算に関すること
  - (3) 役員を選任に関すること
  - (4) 協議会への新規団体の加入に関すること
  - (5) その他、事業の推進に関して重要な事項に関すること

(部会)

第6条 協議会に部会を設けることができる。

- 2 部会の設置は総会で決定する。
- 3 部会の委員は、構成団体の中から会長が委嘱する。
- 4 部会に部会長を置き、部会長はその部会に属する委員の互選とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を社会福祉法人長野県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に置く。

(経費及び会計)

第8条 協議会の運営経費は、構成団体の負担金、助成金及び寄附金等をもって充てる。

- 2 協議会の会計は、県社協において処理を行う。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 4 構成団体は「災害派遣準備金」の積立て等のため、原則毎年総会で定める額を負担する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総会で定める。

附則 この要綱は、平成31年2月6日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（構成団体）

（順不同）

区分	団体名	備考
行政等	長野県	
	長野県市長会	
	長野県町村会	
	社会福祉法人長野県共同募金会	
県の福祉団体等 （災害派遣福祉チームを構成する団体）	長野県社会福祉法人経営者協議会	
	長野県救護施設協議会	
	一般社団法人長野県高齢者福祉事業協会	
	長野県老人保健施設協議会	
	特定非営利活動法人長野県宅老所・グループホーム連絡会	
	長野県身体障害者施設協議会	
	一般社団法人長野県知的障がい福祉協会	
	一般財団法人長野県児童福祉施設連盟	
	公益社団法人長野県社会福祉士会	
	公益社団法人長野県介護福祉士会	
	長野県精神保健福祉士協会	
	特定非営利活動法人長野県介護支援専門員協会	
	一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会	
	特定非営利活動法人長野県相談支援専門員協会	
	公益社団法人長野県看護協会	
	一般社団法人長野県助産師会	
	一般社団法人長野県保育連盟	
社会福祉法人長野県社会福祉協議会		